

# 熊本県公報

第12938号

令和2年(2020年)

6月30日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 告 示

- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 1
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 1
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の変更…………… ( " ) 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定…………… ( " ) 2

### 公 告

- 令和2年度(2020年度)職業訓練指導員試験の実施…………… (労働雇用創生課) 3
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4
- 土地改良区の定款変更の認可…………… (農村計画課) 4
- 土地改良区が定める管理規定の認可…………… ( " ) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… ( " ) 4

### 登 載 依 頼

- 指定講習機関の代表者の変更…………… (警察本部運転免許課) 4
- 運転免許取得者教育の認定を受けている自動車教習所の代表者の変更…………… ( " ) 5
- 熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程…………… (病院局総務経営課) 5

## 告 示

### 熊本県告示第544号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和2年(2020年)6月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年(2020年)6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般県道	日生野隈府線	菊池市木庭字松原 509番1地先から 同所 553番1地先まで	379.3	防安交(改築)

#### 2 供用を開始する期日 令和2年(2020年)7月1日

### 熊本県告示第545号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により告示する。

令和2年(2020年)6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### (歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
松山歯科医院	天草市南町6-1	令和2年(2020年) 4月30日

#### (薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日

みうた薬局	山鹿市鹿本町御宇田663-2	令和2年(2020年)4月30日
-------	----------------	------------------

**熊本県告示第546号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年(2020年)6月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問看護)

医療機関の名称及び所在地	変更事項		変更年月日
	旧	新	
訪問看護ステーション ステップ・キッズ 合志市幾久富1123-5	所在地		平成27年(2015年)11月1日
	合志市野々島2461-2	合志市幾久富1123-5	
訪問看護ステーションみふね 上益城郡御船町高木1917番地5	上益城郡御船町御船1072-1-2F	上益城郡御船町高木1917番地5	令和2年(2020年)5月11日

**熊本県告示第547号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

令和2年(2020年)6月30日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
岡本内科・呼吸器内科クリニック	菊池郡大津町室213番地9	令和2年(2020年)6月1日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
むかえ町薬局	八代市迎町一丁目16番7号	平成26年(2014年)7月1日
みうた薬局	山鹿市鹿本町御宇田663番地2	令和2年(2020年)5月1日
むろ薬局	菊池郡大津町室213番地10	令和2年(2020年)6月1日
スエヒロ薬局	宇土市南段原町6-3	令和2年(2020年)6月1日

(訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション 茜	上益城郡益城町広崎1445-15	令和2年(2020年)5月22日

**公 告**

## 熊本県公告第389号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により、令和2年度（2020年度）職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。  
令和2年（2020年）6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験を実施する職種  
職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「省令」という。）別表第11の免許職種の欄に掲げる職種
- 2 試験の科目  
学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）
- 3 受験資格
  - (1) 試験を受けることができる者は、次に掲げる者とする。  
ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者  
イ 省令第45条の2第2項各号のいずれかに該当する者又は同条第3項各号のいずれかに該当する者のうち、省令第46条の規定により実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除となる者
  - (2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。  
ア 成年被後見人又は被保佐人  
イ 禁錮以上の刑に処せられた者  
ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 4 試験の日時及び場所  
令和2年（2020年）9月4日（金）午前10時45分から  
熊本県庁本館13階1301会議室（熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）
- 5 受験申請の手続
  - (1) 受験申請書類  
職業訓練指導員試験受験申請書、受験票、履歴書、写真（申請前6か月以内に撮影した上半身の写真で、縦40ミリメートル、横30ミリメートル、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）及び試験の免除の資格を有することを証明する書類
  - (2) 受験申請書類の受付期間等  
令和2年（2020年）7月10日（金）から同年7月31日（金）まで（土日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、郵送により提出する場合は、受付期間の末日までの消印のあるものに限り受け付ける。
  - (3) 受験申請書類の提出先  
受験申請書類は、次に掲げる場所に持参すること。ただし、郵送により提出する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書の上、送付すること。  
熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課  
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
  - (4) 受験手数料  
受験手数料（学科試験手数料）は、3,100円とし、熊本県収入証紙を受験申請書に貼り付けて納付する。  
なお、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由がある場合にも受験手数料は、返還しない。
  - (5) 受験票  
受験申請書を受け付けたときは、後日、申請者宛てに受験票を送付する。
- 6 合否判定の基準  
満点の6割以上の得点がある場合は、合格とする。
- 7 合格発表  
令和2年（2020年）9月18日（金）に合格者受験番号を熊本県公報で公示し、及び熊本県のホームページに掲載するとともに、合格証書の送付により本人宛てに通知する。
- 8 その他
  - (1) 受験案内、受験申請書の用紙等（以下「受験案内等」という。）は、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課において交付する。  
なお、受験案内等の交付を郵送により希望する場合は、封筒の表面に「職業訓練指導員試験受験案内等請求」と朱書し、郵便番号、住所及び氏名を明記の上、140円切手を貼った返信用封筒（定形外角形2号）を同封し、熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課に請求すること。
  - (2) 受験者のうち希望する者には、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条第1項の規定により口頭にて試験結果（科目の得点）を開示する。  
なお、開示を行う期間は合格発表の日から起算して1か月間とし、開示を行う場所は熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課とする。
  - (3) 試験についての不明な点は、次に問い合わせること。  
熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課  
電話 096-333-2344（直通）

**熊本県公告第390号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和2年（2020年）6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字下六嘉字西光寺3249番1  
231.41平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
熊本市中央区本荘六丁目17番8号リブレ本荘5-C  
岩田 松悟  
岩田 みはる

**熊本県公告第391号**

菊池市に事務所を置く旭志村土地改良区理事長上田巖から令和2年（2020年）5月7日付けで申請のあった定款の変更については、令和2年（2020年）6月19日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。  
令和2年（2020年）6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

**熊本県公告第392号**

旭志村土地改良区から申請のあった土地改良区が定める管理規程については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により令和2年（2020年）6月19日付けで認可したので、同条第4項の規定により公告する。  
令和2年（2020年）6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

## 管理規程の概要

旭志村土地改良区が管理する頭首工（つるべ堰、山田堰、古宮堰、高岡堰、中村堰、南田堰、小竹堰、鶴宮堰、上井手堰、萱原堰、上井手堰、石倉堰、甕田堰、古宮堰、村井手堰、黒坂堰、岩ノ上堰）の管理に関する規程

**熊本県公告第393号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和2年（2020年）6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市野々島字南原5394番15  
333.06平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
合志市幾久富1909番地676  
徳永 篤俊

**熊本県公告第394号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
令和2年（2020年）6月30日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
合志市御代志字上野1460番1及び同1461番  
2,899.22平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
上益城郡益城町大字広崎1689番地57  
有限会社絃州  
熊本市南区流通団地一丁目42番1号  
TAKASUGI株式会社

**登 載 依 頼**

熊本県公安委員会告示第12号

指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定により指定講習機関から次のとおり変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年6月30日

熊本県公安委員会委員長 原 幸代子

名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種類	変更事項	変更後の内容	変更年月日
有限会社中球磨モーター・スクール 球磨郡あさぎり町免田西381番地 牟田 絢子	中球磨モータースクール 球磨郡あさぎり町免田西381番地	取消処分者講習 初心運転者講習	名称及び代表者の氏名	株式会社中球磨自動車学園 聖川 泰央	令和2年5月1日

**熊本県公安委員会告示第13号**

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）第7条第1項の規定により認定教育実施者から次のとおり変更の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年6月30日

熊本県公安委員会委員長 原 幸代子

名称、住所及び代表者の氏名	使用する施設の名称及び所在地	変更事項	変更後の内容	変更年月日
有限会社中球磨モーター・スクール 球磨郡あさぎり町免田西381番地 牟田 絢子	中球磨モータースクール 球磨郡あさぎり町免田西381番地	名称及び代表者の氏名	株式会社中球磨自動車学園 聖川 泰央	令和2年5月1日

**熊本県病院局管理規程第8号**

熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年（2020年）6月30日

熊本県病院事業管理者 吉 田 勝 也

熊本県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

熊本県病院局職員の給与に関する規程（平成20年熊本県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。

（感染症防疫作業手当の特例）

第12条 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者が滞在する施設のうち管理者が定めるもの又はこれに準ずる区域として管理者が定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって管理者が定めるものに従事したときは、特殊勤務手当として感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第7条の規定は、適用しない。

2 前項の感染症防疫作業手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他管理者がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第12条の規定は、令和2年2月1日から適用する。